

茨木市山地部児童・生徒通学費補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、山地部に居住する児童・生徒（以下「児童等」という。）が、茨木市立小学校及び中学校に通学する場合で、通学の距離及び安全面からバス通学の必要性が認められるときは、その児童等の保護者に対して通学費を補助し、児童等の通学の安全確保と保護者の費用負担の軽減を図り、義務教育の円滑な推進に資することを目的とする。

（補助対象者）

第2 補助金の交付を受けることができる者は、児童等が通学する学校の校長（以下「学校長」という。）がバス通学を許可した児童等の保護者で、その運賃を負担することを常とするものとする。

（補助金の額等）

第3 補助金の額は、最も経済的かつ合理的と認められる通学方法による場合で、購入したバス定期券実費額の3分の1とする。ただし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

2 月途中で転入する児童については、転入日の属する月の翌月から補助する。ただし、学期始業日の属する月の初日から学期始業日までの間の転入者については、当該学期始業日の属する月から補助するものとする。

3 月途中で転出する児童等については、転出日の属する月まで補助する。ただし、転出日が茨木市小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年茨木市教育委員会規則第1号）第2条第1項第2号に定める夏季休業日、冬季休業日又は春季休業日の、それぞれの日に該当するときは、当該休業日の初日を転出日とみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、8月の授業日に係る補助金の額については、普通運賃に実際の乗車回数に乗じて得た額の3分の1とする。

（交付申請）

第4 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、学校長を経由し、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の学校長は、バス通学を必要と認めた場合は茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付申請書にその旨を証明するとともに、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付申請者名簿（様式第2号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5 市長は、第4の規定による茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付について決定し、茨木市山地部児童・

生徒通学費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、学校長を経由し、申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6 補助金の交付を申請をした者は、補助金の交付決定通知後において、当該申請内容を変更しようとするときは、学校長を経由し、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合において、同項の学校長が変更内容を適当と認めたときは、当該学校長は茨木市山地部児童・生徒通学費補助金変更交付申請書にその旨を証明するとともに、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金変更交付申請者名簿（様式第5号）を作成し、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による茨木市山地部児童・生徒通学費補助金変更交付申請書の届出があった場合、市長は決定の内容を変更し、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金変更承認通知書（様式第6号）により、同項の学校長を経由し、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7 第5又は第6第3項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、市長が定める日までに各学期分の通学費の実績について、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金実績報告書（様式第7号）により、学校長を経由し、市長に報告しなければならない。

2 前項の学校長は、実績報告が補助金の内容に適合すると認めた場合は、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金実績報告書にその旨を証明し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8 市長は、全学期分に係る第7の規定による報告書の提出があったときは、審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金確定通知書（様式第8号）により、学校長を経由し、受給者に通知するものとする。

（交付請求）

第9 受給者は、各学期ごとに、市長が定める日までに補助金の交付について、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付請求書（様式第9号）により、学校長を経由し、市長に請求しなければならない。

2 前項の請求書には、口座振替依頼書（様式第10号）を添付しなければならない。

3 第1項の学校長は、茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付請求明細書（様式第11号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（支給方法）

第10 補助金は、1学期分は9月に、2学期分は翌年の1月に、3学期分は4月に、それぞれ受給者に対して支給する。

(補助の取消し等)

第11 市長は、補助金の交付を受ける者若しくは受けた者が次の各号の1に該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は既に交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市山地部児童・生徒通学費補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

様式第 1 号

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

申請者 住 所 茨木市
(保護者)

氏 名
電 話

印
自署の場合は押印不要

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

学 校 名	茨 木 市 立 学 校		
児童・生徒氏名	(年 組)		
交 通 機 関		乗車区間	から まで
徒歩の場合の通学距離	Km		
徒歩による通学の場合 安全上支障がある理由			
申 請 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
申 請 内 訳	学 期 定 期 (1 ～ 3 学 期)		
申 請 金 額	第1学期定期券代 × 1/3 + 第2学期定期券代 × 1/3 + 第3学期定期券代 × 1/3 = 円 (普通運賃) × 2 × 日 × 1/3 = 円 (合 計) 円		

上記の申請のとおり、補助対象者に相違ないことを認めます。

年 月 日

学校名

校 長



様式第2号

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付申請者名簿

茨木市立

学校

[illegible]

様式第 3 号

茨木市指令 第 号

住 所 茨木市大字
保護者 氏 名 様
児童・生徒氏名 様

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の 年 月～ 年 月分茨木市

山地部児童・生徒通学費補助金は、金 円を交付します。

年 月 日

茨木市長 

様式第 4 号

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金変更交付申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

申請者 住 所 茨木市
(保護者)

氏 名

電 話



自署の場合は押印不要

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市山地部児童・生徒通学費補助金について、下記のとおり変更を行いたいので申請します。

学 校 名	茨 木 市 立 学 校		
児童・生徒氏名	(年 組)		
交 通 機 関		乗車区間	から まで
変 更 の 理 由			
変更前交付決定額	円		
変更後交付申請額	円		
算 出 根 拠	第1学期定期券代 × 1/3 + 第2学期定期券代 × 1/3 + 第3学期定期券代 × 1/3 = 円 普通運賃 × 2 × 日 × 1/3 = 円 合 計 円		
差 引 増 減 額	円		

上記の申請のとおり、変更申請内容に相違ないことを認めます。

年 月 日

学校名

校 長



様式第5号

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金変更交付申請者名簿

茨木市立

学校

[illegible]

様式第 6 号

茨木市指令 第 号

住 所 茨木市大字
保護者

氏 名 様

児童・生徒氏名 様

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市山地部

児童・生徒通学費補助金は、下記のとおり変更承認します。

1 交付決定額 円

変 更 増 減 額 円

変更交付決定額 円

年 月 日

茨木市長



様式第 7 号

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金実績報告書

年 月 日

(報告先) 茨 木 市 長

住 所 茨木市
保護者
氏 名

印
自署の場合は押印不要

児童生徒 氏 名
(年 組)

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金 (年 月～ 年 月分)
に係る通学費の実績を下記のとおり報告します。

記

1 学 期 分 定 期 券 代	円
2 学 期 分 定 期 券 代 通常運賃乗車分	円 円
3 学 期 分 定 期 券 代	円

上記の報告のとおり、定期券と相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名

校 長

印

様式第 8 号

茨木市指令教総第 号

住 所 茨木市大字
保護者
氏 名

児童・生徒 氏 名

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金確定通知書

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金（ 年 月 ～ 年 月分）

の額が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

確 定 額 円

年 月 日

茨木市長



様式第9号

茨木市山地部児童・生徒通学費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先) 茨 木 市 長

住 所 茨木市

請求者
(保護者) 氏 名



自署の場合は押印不要

年 月 日付け茨木市指令 第 号で通知のあった茨木市山地部
児童・生徒通学費補助金通知書に基づき、下記のとおり茨木市山地部児童・生徒通学費補助金
(年 月～ 年 月分) の交付を請求します。

記

学 校 名	茨 木 市 立 学 校		
児 童 ・ 生 徒 氏 名	(年 組)		
※交 付 決 定 額	円		
※交 付 確 定 額			
学 期	1 学 期	2 学 期	3 学 期
今 回 請 求 額	円	円	円
既 受 領 額	円	円	円

- ※ ① 1学期及び2学期は、交付決定額を記入してください。
② 3学期は、交付確定額を記入してください。
③ 修正液等での訂正はできません。必ず訂正印を押してください。
(ただし、金額については、訂正できません。)

様式第10号

口座振替依頼書

(依頼先) 茨木市会計管理者

住 所 茨木市
保護者
氏 名

印
自署の場合は押印不要

請求しました茨木市山地部児童・生徒通学費補助金（ 年 月～ 年 月
分）は、下記の口座に振り込んでくださるよう依頼します。

記

金 融	銀行・農協	預金種別	1 普通	2 当座
機 関 名	支店	口座番号		
フリガナ				
保 護 者 口座名義				

